



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信

〒333-0831 埼玉県川口市木曾呂 639-1-C101
TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509

e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp

URL <http://www.sr-kirin.jp>

1
2017

きりん 人事労務
管理事務所

トピックス 平成29年1月からの制度変更

平成29年1月から、次のような制度変更が行われます。



雇用保険法の改正・・・年齢要件撤廃。65歳以上の方も被保険者になります！



これまでは、入社当時満65歳以上の方は雇用保険に加入することが出来ませんでした。平成29年1月の改定により、この年齢要件が撤廃されます。

現在既に雇用されている65歳以上で入社された方も、平成29年1月に雇用保険の資格取得の手続きが必要です。

対象の方がいらっしゃる場合、お知らせを同封致しますのでご確認ください。

これまで適用除外として取り扱っていた65歳以上の従業員が、週20時間以上働くなどの要件を満たす場合には、高年齢被保険者に該当することになるため、ハローワークへの届出が必要となります。

育児・介護休業法の改正

平成29年1月から、次のような育児・介護に係る制度の見直しを実施されます。

(1) 多様な家族形態・雇用形態に対応

➡①育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②子の看護休暇の付与単位の柔軟化(半日単位での取得を認める)など。

(2) 介護離職の防止

➡①介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和、②介護休業の分割取得の見直し(同一の対象家族について、延べ93日の範囲内で3回まで取得可能とする)、③所定外労働の免除制度の創設、④介護休暇の付与単位の柔軟化など。

(3) その他

➡妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。



この改正に伴い、企業における就業規則(別途定めた育児・介護休業規程などを含む)の改定も必要となります。

社会保険におけるマイナンバーの取扱い



平成29年1月から、健康保険・厚生年金保険の事務においてもマイナンバーの利用が開始され、一定の書類にマイナンバー(個人番号)の記載欄が設けられます。

⑤ 事業主の皆様が行う届出においては、「被保険者資格取得届」、「被保険者氏名変更届」、「被保険者資格喪失届」に、従業員の個人番号を記載する欄が追加されますが、当分の間、その記載を不要とする経過措置が適用されます(ただし、健康保険組合に提出するものについては、その記載が必要です)。

企業から全国健康保険協会、日本年金機構(年金事務所)に提出する上記の書類については、当分の間、改正前の様式を使用する(個人番号の記入は不要)こととされています。マイナンバーに関する情報についても、引き続きお伝えしていきます。



与党、税制改正大綱を決定

平成 28 年 12 月、自民・公明両党は「2017 年度税制改正大綱」を決定しました。

最も話題を集めたのは、所得税の配偶者控除の見直しです。その他、企業の競争力強化を意識した減税措置も盛り込まれています。配偶者控除の見直しについて、概要を見ておきましょう。

所得税の配偶者控除の見直しの概要

控除額 38 万円の対象となる配偶者の年収の要件を「103 万円（所得ベースで 38 万円）以下」から「150 万円（所得ベースで 85 万円）以下」に引き上げる一方、主な稼ぎ手の年収に応じて控除額を段階的に縮小し、1,220 万円（所得ベースで 1,000 万円）を超える場合には、配偶者控除を行わない仕組みを導入する。これに併せて、配偶者特別控除についても必要な見直しを行う（平成 30 年分以後の所得税について適用）。



【参考】配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのイメージ（所得ベース）

〔現 行〕

		世帯主の所得	
		1000 万円以下	1000 万円超え
配偶者の所得	38 万円以下	38 万円	
	40 万円未満	38 万円	0
	45 万円未満	36 万円	0
	50 万円未満	31 万円	0
	55 万円未満	26 万円	0
	60 万円未満	21 万円	0
	65 万円未満	16 万円	0
	70 万円未満	11 万円	0
	75 万円未満	6 万円	0
	76 万円未満	3 万円	0
	76 万円以上	0	0

赤枠内が控除額

税制改正大綱に示された新制度

		世帯主の所得			
		900 万円以下	950 万円以下	1000 万円以下	1000 万円超え
配偶者の所得	85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	0
	90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	0
	95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	0
	100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	0
	105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	0
	110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	0
	115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	0
	120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	0
	123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	0
	123 万円超え	0	0	0	0

赤枠内が控除額

- 事業開始届の提出(建設業)
- 概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付
- 税の特例納付(7 月～12 月分)
- 康保険料・厚生年金保険料の支払
- 料の納付(延納第3期分)
- 傷病報告書の提出(休業4日未満の 10 月～12 月の労災事故について報告)
- 法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定表)の提出
- への給与支払報告書の提出
- 法人の確定申告・5 月決算法人の中間申告
- 8 月決算法人の消費税の中間申告

きりん事務所の山口利香です

きりん事務所の事務の山口をご紹介します。かつての労働局勤務時代に裏方で私の業務をサポートしてくれていた方です。現在キャリアアップ訓練期間中で資格取得チャレンジ中です。

自己紹介

長崎出身の山口利香です。3 人の子育てしながら、〇〇才の手習いで資格にも挑戦しています。日々、目標を持ちながら、仕事を進めています。よろしくお願いします。



◆偉人の名言◆◆◆人生とは 今日一日のことである◆◆◆

毎年 12 月はあつという間に時が過ぎる思いがします。「今年中にやっつけてしまおう」と普段よりも綿密にスケジュールを立てているように感じます。そして新年は身が引き締まります。普段から同じ思いで取組めばいいことがおきそうです(^_^;)。今月はデール・ブレッケンリッジ・カーネギー、アメリカの実業家の名言でした。